

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第５条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第６条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

1. 総則

本業務は、徳島県土整備事務所が所管する港湾施設（徳島みなと公園）内の歩道において、路面陥没を未然に防止することを目的に地中レーダによる空洞調査を実施し、路面下

の状況を把握するものである。

2. 業務対象箇所

本業務における空洞調査は、次のとおり予定している。

- (1) 手押し型地中レーダ探査 500m×3 側線 計 1.50km
- (2) 手押し型地中レーダ探査 40m×5 側線 計 0.20km

3. 業務内容

本業務における業務内容は、以下の通りである。

(1) 計画準備・現地踏査

受注者は、契約後速やかに本業務の目的および趣旨を十分に把握し、設計図書の内容を確認したうえで、技術的方針や作業工程を定めた業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。また、受注者は調査範囲における埋設物や障害物の有無など、沿道周辺の概況を事前に把握・確認しなければならない。

(2) 手押し型地中レーダ探査装置による調査

手押し型地中レーダ探査装置等を用いて空洞の縦・横方向および広がり进行调查・解析する。なお、地中レーダ探査には監督員等が立会する場合があるので、調査実施日の調整を行うこと。

使用する手押し型地中レーダ探査装置は、下記に示す性能と同等以上のものとし、事前に各性能を確認できる資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

○手押し型地中レーダ探査装置

- ・探査深度：1.5m 以上
- ・探査能力：縦 50cm×横 50cm×厚さ 10cm 以上の空洞が検知できるもの

(3) 解析業務・報告書作成

- ・探査結果を基に異常信号の有無を判定すること。
- ・異常信号の分布を図示すること。
- ・異常信号の状況によっては、緊急対応の必要性の有無を提案すること。
- ・空洞調査等の結果に基づき、歩道部の応急対策工の概算工事費の算出を行う。

(4) 打ち合わせ

受注者は、打ち合わせを以下により行うものとし、すべての打ち合わせに管理技術者が立ち会うものとする。

- ・業務着手時
- ・中間打ち合わせ時（1回）
- ・成果品納入時

4. 作業区分等

調査作業は、昼間に実施することを予定しているが、関係機関等との協議により、夜間作業に変更する場合がある。

5. 諸手続き

業務履行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として受注者において処理しなければならない。

6. 調査報告

- (1) 受注者は、調査報告実施報告を作成するものとする。内容は次に示す項目とし、実施後速やかに監督員に報告するものとする。
 - ① 実施日
 - ② 実施内容
 - ③ 実施個所
 - ④ 特記事項等必要事項
- (2) 検出した異常信号において緊急の対応が必要と思われる箇所があった場合は、速やかに監督員等に報告し、指示を受けるものとする。

7. 安全管理

受注者は、業務の実施にあたり、交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡を取り、業務実施中の安全確保に努めるものとする。

8. 成果物の提出

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。なお、成果物必要部数は次のとおりとする。
 - ・紙媒体成果品報告書（A4 チューブファイル綴じ） --- 1 部
 - ・電子成果品（DVD-R） ----- 2 部（正 1 部・副 1 部）
- (2) 受注者は、調査目的・調査方法および調査結果等（次の 1）～4））を収録した成果品報告書を提出しなければならない。なお、報告書の浄書はワープロとし、大きさはA4判チューブファイル綴じとする。
 - 1) 調査解析報告書
 - 2) 業務写真（報告書に綴る）
 - 3) その他監督員の指示した資料